

Nouryon

ビジネスパートナー行動規範

2026 年 6 月発効



ブロック 2: はじめに

Nouryon は、責任あるビジネス行動が長期的な成功の基盤であると確信しています。当社の基本理念である「高い目標を掲げる」「責任を持つ」「正しく行動する」は、当社のすべての活動の指針となっています。ビジネスパートナーの皆さまにも、これらの理念を共有し、本ビジネスパートナー行動規範に記載されている原則に沿った事業運営を行うことを求めます。

本規範は、サプライヤー、販売代理店、代理人、請負業者、コンサルタント、および Nouryon の代理として行動する、または Nouryon に商品もしくはサービスを提供するその他すべての第三者を含む、すべてのビジネスパートナー（以下総称して「ビジネスパートナー」）に適用されます。ビジネスパートナーは、これらの基準を自らの事業運営において実施し、自らのサプライヤーおよび下請業者が同等の基準を遵守するよう努めるものとします。

当社は、倫理的なビジネス行動、人権、環境保護、継続的改善に対する当社の取り組みを共有するビジネスパートナーとの協力に努めます。本規範は当社の期待を反映し、パートナーシップの枠組みを提供するものです。具体的に、ビジネスパートナーに求める基準は以下のとおりです。

ブロック 3: ガバナンス

1. すべての適用法令の遵守

ビジネスパートナーは、自らが事業を営む国のすべての適用法令を遵守するものとします。かかる適用法令には、腐敗防止法、マネーロンダリング防止法、関税規則、輸出・貿易管理法、制裁およびエンバーゴ、競争法・反トラスト法・公正取引法、データ保護法・プライバシー法、ならびに労働・雇用に関する法令があります。

ビジネスパートナーは、以下の相手方との取引または事業活動を行ってはなりません。(a) 適用法令に基づき制裁の対象となる個人、法人、国または地域、(b) 制裁対象の個人または法人が直接的または間接的に 50%以上の持分を所有する、またはその他の方法で支配する法人。ビジネスパートナーは、すべての適用される貿易管理および制裁要件の遵守を確保するために十分なスクリーニング手続きを実施するものとします。

ビジネスパートナーは、贈賄、汚職および恐喝のあらゆる形態を禁止するものとします。

ビジネスパートナーは、すべての適用されるマネーロンダリング防止法、テロ資金供与防止法および制裁法を遵守し、マネーロンダリングおよびテロ資金供与を防止するための適切な管理体制を構築するものとします。

2. 倫理にかなった業務遂行

ビジネスパートナーは、事業を獲得もしくは維持するため、不正な利益を得るため、または商業上の意思決定に影響を与えるために、不正な支払い、キックバック、賄賂、その他の有価物を提供してはなりません。また、ビジネスパートナーは、商業上の意思決定に不当な影響を与えることを目的として、Nouryon の従業員に対して有価物（食事、贈答品、接待を含む）を提供することも禁じられています。Nouryon の従業員が少額の商業上の厚意を受領できるのは、適用法令および Nouryon の「食事、贈答品および接待に関する方針」により許可されている場合に限りです。ビジネスパートナーは、食事、贈答品、接待および関連する支払いを含むがこれに限定されないすべての取引について、正確な帳簿および記録を維持するものとします。

ビジネスパートナーは、利益相反を回避し、商業上の意思決定に影響を及ぼし得るビジネスパートナーの人員と Nouryon の従業員の間のいかなる持分関係、経済的關係、または個人的な関係を含む、実際のまたは潜在的な利益相反を Nouryon に速やかに開示するものとします。

反競争的な行動の回避: ビジネスパートナーは、適用される競争法・独占禁止法を常に遵守するものとします。これには、ビジネスパートナーまたはその他の第三者の商業的な機密情報を不必要に Nouryon と共有しないことが含まれます。

ブロック 4: 社会

3. 人権の尊重

ビジネスパートナーは、人権を尊重し、すべての労働者の尊厳と福利を守る職場を維持するものとします。具体的に、ビジネスパートナーは以下を行うものとします。

- a) **強制労働および人身売買の禁止:** ビジネスパートナーは、刑務所労働、債務拘束、強制的な年季奉公、人身売買を含む、いかなる形態の強制労働も使用せず、またそこから利益を得てはなりません。労働者は、合理的な予告期間をもって、罰則を受けることなく雇用を離れる自由を有するものとします。ビジネスパートナーは、労働者の身分証明書を保持したり、労働者に採用手数料を課したりしてはなりません。ビジネスパートナーは、強制労働を用いて全部または一部が製造された商品や素材を Nouryon に供給してはなりません。
- b) **児童労働の禁止:** ビジネスパートナーは、法定最低就労年齢に達しない者を雇用してはなりません。年少労働者は、その健康または安全を脅かす業務に従事してはなりません。
- c) **非差別および公正な待遇の確保:** ビジネスパートナーは、雇用における均等な機会を提供し、法的に保護される特性に基づく差別を行ってはなりません。ビジネスパートナーは、すべての労働者を尊厳と敬意をもって扱い、ハラスメント、虐待、威圧を容認してはなりません。
- d) **結社の自由の尊重:** ビジネスパートナーは、結社の自由および団体交渉に関する労働者の法的権利を尊重するものとします。
- e) **公正な報酬の提供:** ビジネスパートナーは、最低賃金および時間外労働の要件を含む適用される賃金・労働時間法に準拠して労働者に報酬を支払い、法律で義務付けられたすべての手当を提供するものとします。
- f) **合理的な労働時間の維持:** ビジネスパートナーは、労働時間、時間外労働、休憩時間および休暇に関する適用法令を遵守するものとします。

4. 安全な労働環境の提供

ビジネスパートナーは、労働災害や安全に関する事故を防止するための合理的な措置を実施し、安全、清潔かつ健全な労働環境を提供するものとします。

ビジネスパートナーは、すべての適用される労働安全衛生法令を遵守するものとします。ビジネスパートナーは、職場の危険を特定・評価し、適切な管理措置を実施するものとします。労働者は、適切な安全衛生教育を受け、必要な個人用保護具の提供を受け

るものとします。ビジネスパートナーは、緊急時の準備・対応手順を整備するものとします。

ブロック 5: 環境

5. **環境の保護:** ビジネスパートナーは、適用されるすべての環境法令を遵守し、環境保護のためのベストプラクティスと業界標準を実施するものとします。ビジネスパートナーは、原材料が廃棄物、森林破壊、その他の環境や地域社会への悪影響を最小限に抑える方法で調達されるよう、商業的に合理的な措置を講じるものとします。

6. **責任ある調達基準の遵守**

ビジネスパートナーは、紛争鉱物、現代の奴隷、その他の責任ある調達に関するイニシアティブに関連した法令を遵守し、Nouryon による当該法令の遵守を支援するものとします。

ビジネスパートナーは、紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのOECDデュー・ディリジェンス・ガイダンスに沿ったデュー・ディリジェンス手続きを実施するものとします。ビジネスパートナーは、武力紛争に直接的または間接的に資金を提供する、または人権侵害に寄与する紛争鉱物を含む製品を供給してはなりません。ビジネスパートナーは、EU森林破壊規則の対象となる産品（パーム油、大豆、木材、牛、カカオ、コーヒー、ゴムを含む）を、森林破壊を伴わず法令に準拠したサプライチェーンから調達し、適用法令の要求に従い原産地までの追跡可能性を確保するものとします。

ビジネスパートナーは、パーム油などのリスクを伴う原材料の調達におけるベストプラクティスを実践し、該当する場合には、科学的に認められ規制当局に受け入れられている動物実験の代替手段を使用するものとします。

Nouryon は、EcoVadis や Together for Sustainability (TfS) の監査などの第三者評価を通じて、ビジネスパートナーの持続可能性および倫理的な調達のパフォーマンスを測定します。ビジネスパートナーは、持続可能性評価の完了および改善計画の提出を求められる場合があります。これにより、持続可能性および倫理的な調達手法における進捗を実証するものとします。

7. **ブロック 6: 情報の管理および保護**

ビジネスパートナーは、従業員情報、顧客データ、知的財産、企業秘密を含むNouryonの所有情報または秘密情報を保護するための適切な措置を講じるものとします。

a) **データプライバシー:** ビジネスパートナーは、Nouryonのために、またはNouryonに関連して個人データを処理する場合、EU一般データ保護規則 (GDPR) およびカリフォルニア州消費者プライバシー法 (CCPA) を含むすべての適用されるデータ保護法・プライバシー法を遵守するものとします。ビジネスパートナーは、個人データを保護するための適切な技術的・組織的措置を実施し、Nouryonの指示および適用されるデータ保護契約に従い、承認された目的にのみ個人データを処理するものとします。

b) **サイバーセキュリティ:** ビジネスパートナーは、Nouryonの情報およびシステムの機密性、完全性、可用性を保護するために設計された管理的、技術的、物理的な安全措置を備えた適切なサイバーセキュリティプログラムを維持するものとします。当該安全措置は、業界のガイダンスに基づき、(i) ビジネスパートナーの事業の規模、範囲および種類、(ii) ビジネスパートナーがアクセスまたは処理するデータの種類、(iii) 適用される法令に対して適切であるものとします。ビジネスパートナーは、Nouryon、そのデータまたはその事業運営に合理的に影響を与え得るセキュリティインシデントまたはデータ侵害について、速やかに、かつ48時間以内にNouryonに通知するものとします。ビジネスパートナーは、要求された情報の提供、証拠の保全、Nouryonの指示に基づく改善措置の実施を含め、Nouryonのインシデント対応に全面的に協力するものとします。

c) **知的財産:** ビジネスパートナーは、特許、商標、著作権、企業秘密を含む知的財産権を尊重し、保護するものとします。ビジネスパートナーは、Nouryon または第三者の知的財産を不正に流用または侵害してはなりません。ビジネスパートナーは、Nouryon の知的財産に関する秘密保持上の制約を遵守し、適用される契約に基づき明示的に承認された当事者以外に秘密情報を開示してはなりません。Nouryon の秘密情報または知的財産が不正に開示された場合、ビジネスパートナーは以下を行うものとします。(i) 速やかに、かつ発見後 48 時間以内に Nouryon に通知すること、(ii) さらなる開示を防止し損害を軽減するための措置を直ちに講じること、(iii) Nouryon の調査および改善の取り組みに全面的に協力すること、(iv) 第三者に対する Nouryon の執行措置を支援すること（開示がビジネスパートナーの違反に起因する場合はビジネスパートナーの費用負担とする）。

8. **ブロック 7: テクノロジーの責任ある使用**

ビジネスパートナーは、Nouryonのために、またはNouryonに代わって、テクノロジー、ソフトウェア、技術データ、AIシステム、または関連するサービスにアクセス、使用、移転、または開発する際に、米国輸出管理規則（EAR）およびEU輸出管理規則を含むすべての適用される輸出管理法令を遵守するものとします。

ビジネスパートナーは、人工知能（AI）および機械学習システムを含むテクノロジーを、責任を持って倫理的に使用するものとします。具体的には以下のとおりです。

a) ビジネスパートナーは、Nouryonの明示的な書面による同意なく、秘密情報、個人データ、顧客データを含むNouryonのデータを、AIまたは機械学習モデルのトレーニング、開発、改善のために使用してはなりません。

b) Nouryonに提供するサービスに関連してAIシステムを使用する場合、ビジネスパート

ナーは適切な人的監視、透明性、説明責任を確保するものとします。

c) Nouryonに提供する商品またはサービスに関連してAIシステムを使用する場合、ビジネスパートナーは、当該AIシステムが偏向的、差別的、または有害な結果を生み出すことを防止するための適切な安全措置を実施するものとします。

d) ビジネスパートナーは、EU AI 法 (EU AI Act) を含む、AI および自動意思決定を規制するすべての適用される法令を遵守するものとします。

9. **ブロック 8: 懸念事項の報告**

ビジネスパートナーは、労働者がこれらの倫理的要件を認識するよう徹底するものとします。また、法律、規制、方針、または本規範の違反行為の可能性を報告する匿名チャネルに従業員および第三者に提供するものとします。ビジネスパートナーは、誠意を持って懸念を提起した従業員や第三者に対するいかなる報復行為も禁止するものとします。

ビジネスパートナーは、労働者やその他の利害関係者が報復を恐れることなく懸念を表明できる、実効性のある苦情処理メカニズムを維持するものとします。ビジネスパートナーは、報告された懸念事項を調査し、適切な是正措置を講じるものとします。

ビジネスパートナーや Nouryon による本規範の遵守について懸念がある場合は、Nouryon の「SpeakUp!」報告システムを通じてお問い合わせください。36 か国でフリーダイヤルを提供しており、複数言語に対応しています。詳しくは、「[SpeakUp!](#)」ウェブサイトをご覧ください。

本規範に関するお問い合わせは、以下までご連絡ください。

Nouryon
Attn: Chief Compliance Officer
100 Matsonford Road
Building 1, Suite 500
Radnor, PA 19087
United States of America
Eメール: nouryoncompliance@nouryon.com

10. **ブロック 9: デュー・ディリジェンスおよびコンプライアンス体制の構築**

ビジネスパートナーは、本規範および適用法令の遵守を確保するために、適切な管理体制およびデュー・ディリジェンスプロセスを構築するものとします。これには以下が含まれます。

a) 本規範の要件に対応する方針および手続きの策定

- b) 関連する人員への当該要件の周知および適切な教育・研修の実施
- c) 自らの事業運営およびサプライチェーンにおけるコンプライアンスリスクを特定・対処するためのリスク評価の実施
- d) 自らのサプライヤーおよび下請業者に対する当該基準の実施
- e) コンプライアンスを証明するための文書の維持
- f) 適用される法令、規制および基準の遵守を促進するコンプライアンス管理体制の構築

11. ブロック 10: モニタリング、検証および措置

Nouryon は、質問票、自己評価、第三者による持続可能性評価（EcoVadis および Together for Sustainability の監査を含む）、現地監査、またはその他の検証手段を通じて、ビジネスパートナーの本規範の遵守状況を確認する権利を留保します。ビジネスパートナーは、かかる検証活動に協力し、要請された情報、文書、施設へのアクセスを提供するものとします。

Nouryon は、特定の期限内に確認された不備を是正するための是正措置計画の策定・実施をビジネスパートナーに要求する場合があります。ビジネスパートナーは、是正措置の進捗について定期的に報告するものとします。

本規範の不遵守、必要な是正措置の不履行、または検証活動への非協力は、取引関係の停止または終了を含む措置につながる可能性があります。

Nouryon は、ビジネスパートナーの継続的改善を支援するために協力し、改善の取り組みに対して合理的な支援を提供します。ただし、Nouryon は、以下に該当するビジネスパートナーとの関係を直ちに終了する権利を留保します。

- a) 強制労働、児童労働、重大な安全衛生違反、重大な環境被害、汚職を含むがこれに限定されない、本規範の重大な違反
- b) 不遵守のパターンまたは繰り返しの違反
- c) 確認された問題の是正または是正措置の実施に対する意欲の欠如
- d) Nouryon の検証活動への非協力

Your partner
in essential solutions
for a sustainable future

Nouryon